

第3回定例会会議録

令和4年 9月14日（水）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- ―――日程第 1 議案第60号 職員の育児休業等に関する条例の
一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第 2 議案第61号 令和3年度御代田町一般会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 3 議案第62号 令和3年度御代田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 4 議案第63号 令和3年度小沼地区財産管理特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 5 議案第64号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 6 議案第65号 令和3年度御代田町介護保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 7 議案第66号 令和3年度御代田町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について―――
- ―――日程第 8 議案第72号 令和4年度御代田町一般会計
補正予算案（第4号）について―――
- ―――日程第 9 議案第73号 令和4年度御代田財産区特別会計
補正予算案（第1号）について―――
- ―――日程第10 議案第74号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案（第１号）について――

――日程第１１ 議案第７５号 令和４年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第１号）について――

――日程第１２ 議案第７６号 令和４年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第２号）について――

――日程第１３ 議案第７７号 令和４年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第２号）について――

○議長（五味高明君） これより９月２０日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い、各常任委員長から報告願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第１ 議案第６０号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第１３ 議案第７７号 令和４年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第２号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） ３ページをお開きください。

令和４年９月１４日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第６０号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第６１号 令和３年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について

（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第６２号 令和３年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６３号 令和３年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について

て

議案第 6 4 号 令和 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第 6 5 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第 6 6 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第 7 2 号 令和 4 年度御代田町一般会計補正予算案（第 4 号）について
（総務福祉文教常任委員会付託分）

議案第 7 3 号 令和 4 年度御代田財産区特別会計補正予算案（第 1 号）について

議案第 7 4 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第 1 号）につ
いて

議案第 7 5 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第
1 号）について

議案第 7 6 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 2 号）
について

議案第 7 7 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）
について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第 6 1 号及び議
案第 7 2 号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民
建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項のないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 60 号から議案第 77 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第 60 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 61 号 令和 3 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 62 号 令和 3 年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 63 号 令和 3 年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 64 号 令和 3 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 65 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 66 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 72 号 令和 4 年度御代田町一般会計補正予算案(第 4 号)について、議案第 73 号 令和 4 年度御代田財産区特別会計補正予算案(第 1 号)について、議案第 74 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第 1 号)について、議案第 75 号 令和 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第 1 号)について、議案第 76 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第 2 号)について、議案第 77 号 令和 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第 2 号)については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第 14 議案第 67 号 令和 3 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第 15 議案第 68 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

―――日程第 16 議案第 69 号 令和 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計

歳入歳出決算の認定について――

――日程第 17 議案第 70 号 令和 3 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計

歳入歳出決算の認定について――

――日程第 18 議案第 71 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び

歳入歳出決算の認定について――

――日程第 19 議案第 78 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第 2 号）について――

――日程第 20 議案第 79 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計

補正予算案（第 1 号）について――

――日程第 21 議案第 80 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 2 号）について――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第 14 議案第 67 号 令和 3 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 21 議案第 80 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）についてまでを一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） 4 ページをお開きください。

令和 4 年 9 月 14 日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第 67 号 令和 3 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 68 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 9 号 令和 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 0 号 令和 3 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 7 1 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について

議案第 7 8 号 令和 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議案第 7 9 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議案第 8 0 号 令和 4 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 6 7 号から議案第 8 0 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第 6 7 号 令和 3 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 6 8 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特

別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 令和3年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 令和3年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 令和3年度御代田小沼水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について、議案第78号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について、議案第79号 令和4年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第1号）について、議案第80号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）については、委員長の報告のとおり決しました。

―――日程第22 閉会中の継続調査の件について―――

○議長（五味高明君） 日程第22 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第23 発議第1号 小園拓志町長の行政運営の

責任を問う決議案について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 発議第1号 小園拓志町長の行政運営の責任を問う決議案についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

発議第1号 小園拓志町長の行政運営の責任を問う決議案に対して、趣旨説明を

行います。

行政は公平性・透明性が求められますが、この間の町長の行政運営に公平性・透明性が失われているのではないかという疑念が、9月議会の一般質問で明らかになりました。

旧役場庁舎跡地の賃貸問題では決裁文書がなく、日本財団の助成金申請のための町の協力届出書を、職員が全く知らない間に町長が独断で公文書を作成し、公印の使用に当たっては、正規の手続を踏まず、町長公印を公印取扱者の承認も得ずに無断で職員に押印させ、使用記録も残していなかったことは、町が定めている御代田町公印規則に違反していることが判明しました。

また、デザイナーサイト「ふるさと未来設計室」においては、契約前に町長が面会した事業者を含む2者を指名参加者に追加することを町長自ら指示し、随意契約を結ぶためにその2者から見積りを取り、そのうちの1者と随意契約を交わしたことなど、初めからその業者が決まっていたかのような契約の流れです。

こうした行政運営は、町長の独断専行を許すことにつながることから、看過できません。

町長も新聞社の取材に、手続に瑕疵があった。反省していると話していますが、責任の所在については明らかにしておらず、昨日の全員協議会においても述べられていません。行政にとって重要なことは法令遵守で、これが守られなければ町民の信頼を失うことになりそうですし、混乱した行政運営になってしまいます。

現に、こうした町長の行政運営で精神的に追い込まれ療養休暇をした職員も少なくありませんし、今回の町長独断での公文書作成に当たっては、公印規則違反であり、事務規定違反の重大な問題ではないでしょうか。

仮に役場職員が同じような行為を行った場合は懲戒処分を免れることができないことを考えると、町長であるからといって規則違反などの責任が問われないことは、極めて理不尽であります。

また、今回の件は新聞報道にもされており、御代田町の信頼を大きく失墜させた事態は重く受け止めなければなりません。

以上のことから、町長には自らの責任を明らかにすることを強く望むものです。

どうか議員の皆様、小園拓志町長の行政運営の責任を問う決議にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、趣旨説明を終わります。

ただいまの決議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、決議案の反対の方の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

次に、決議案に賛成の方の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、決議案について採決します。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

着席ください。

起立少数であります。よって、決議案は否決されました。

―――日程第２４ 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について―――

○議長（五味高明君） 日程第２４ 御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について。

これより、任期満了に伴い選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選することに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長において指名したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議長において指名することに決しました。

事務局長に朗読させます。

内堀議会事務局長。

○議会事務局長（内堀浩行君） 11ページをお願いいたします。

選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

選挙管理委員会委員及び補充員について、次のとおり指名する。

委員の氏名から申し上げます。

市川清氏、砂連尾佳司氏、水谷誠子氏、霜田修司氏。

続いて、補充員ですが、堀籠幸子氏、市川仁吉氏、内堀友子氏、高田直美氏。

任期につきましては、令和4年10月7日から令和8年10月6日まで。

備考欄に記載された数字は補充員の順序であります。

令和4年9月14日

御代田町議会議長 五味高明

以上です。

○議長（五味高明君） お諮りします。

ただいま議長が指名した諸君を、地方自治法第118条第3項の規定により、御代田町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、ただいま指名した諸君は、御代田町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

ただいま、町長から議案1件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第81号を追加日程第1とし、議題にすることに決しました。

――追加日程第1 議案第81号 令和4年度御代田町一般会計

補正予算案（第5号）について――

○議長（五味高明君） 追加日程第1 議案第81号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 1 号 令和 4 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町一般会計補正予算（第 5 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 1 4 日提出

御代田町長 小園拓志

3 ページ、お願いいたします。

令和 4 年度御代田町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7, 0 4 6 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5 億 8, 6 0 7 万 6, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次の 4 ページ、お願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入についてです。

款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金、補正額 4, 0 3 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正をお願いいたします。こちらは、ワクチン接種の医師委託料などに対する負担金で、補助率 1 0 分の 1 0 の国庫負担金となっております。

項 2 国庫補助金 3, 0 1 1 万 2, 0 0 0 円の増額をお願いいたします。こちらは、新型コロナウイルスのワクチン接種の体制確保事業補助金です。ワクチン接種の事務委託料、郵送料、消耗品などに対する補助金で、補助率は 1 0 分の 1 0 となっております。

歳入合計で 7, 0 4 6 万円の補正額となっております。

次に、5 ページ、お願いいたします。

歳出についてです。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費です。補正額 7, 0 4 6 万 2, 0 0 0 円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、オミクロン株に対応したワクチン接種に

係る経費となっております。経費の内容につきましては、ワクチン接種の医師委託料や事務委託料、それから、接種券郵送に係る通信運搬費、消耗品などでございます。

款 1 4、項 1 予備費についてです。補正額で 2,000 円の減額をお願いして調整しています。

歳出合計で 7,046 万円の補正額となっております。

説明は以上になります。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 81 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第 81 号 令和 4 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（五味高明君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 閉会前に一言ご挨拶申し上げます。

上程いたしました議案に関し、全て原案どおりでお認めいただきましたことに、心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今議会では、私の手続上のミスにより役場の規定違反となってしまったことが問題となりました。町長という重責にありながら、役場の中のルールをしっかりと認識することなく軽率な行動に出てしまったことを、深く反省しております。誠に申し訳ありませんでした。

今後は、これまで以上に役場内で周囲の意見やアドバイスを聞き、行政のルールを遵守することに努めてまいりたいと考えております。

役場の仕事はチームプレーであります。指示命令系統は指示命令系統としつつ、職員の皆さんに気持ちよく働いてもらうためにはどうしたらいいか、心を砕いてまいります。

幸い、役場内のあらゆる部署において、特に若手の職員がスピーディーに町民対応ができることが増えてきているように思います。引き続き彼ら・彼女たちが働きやすい環境づくりに力を尽くしてまいります。

また、もちろんのことですけれども、ここにお集まりである議会の皆様のご意見を把握し、取り入れていくことが、大変重要であることは言葉を待ちません。闊達な議論の中から、ともに御代田町を前へ進めていけるよう、改めて議員の皆さんにお願いを申し上げたいと思います。

町民の皆さんからの意見も特に最近頂く機会が大変増えております。今後の御代田のまちづくりのビジョンを描いていくのに、大変よい状態になってきていると感じております。今後さらに皆さんの声を聞きに行きたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、令和４年第３回御代田町議会定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

決算議会ということで長丁場でしたけれども、議員の皆様、大変お疲れさまでした。

――閉 会――

○議長（五味高明君） これにて、令和４年第３回御代田町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 午前１０時３２分